

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定に係るQ&A

Q 1 今回の通知は、認定対象者が子以外にも適用されますか。

A 今回の通知は、続柄により対象が限定されないことから、子以外にも適用されます。

Q 2 年間収入については、「過去の収入、現時点での収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする」とありますが、具体的にどのように見込むのでしょうか。また、「過去の収入」「現時点での収入」「将来の収入」全ての収入を考慮しなければならないのでしょうか。

A 所得証明書や源泉徴収票等による「過去の収入」、給与明細写し等による「現時点での収入」、雇用契約書写しや事業主発行の収入見込証明書等による「将来の収入」を踏まえながら、個別の実態に応じて今後1年間の収入を見込むこととなります。ただし、必ずしもこれら全ての収入を考慮しなければならないという訳ではありません。

Q 3 年間収入には、賞与額を含めるのでしょうか。また、退職金や継続性のない譲渡収入等の一時的な収入、または育児休業基本給付金のように認定日時点では発生していないが1年以内に得ることが見込まれる収入については、どのように取扱うのでしょうか。

A 年間収入は、賞与額や将来の収入として基本的に支給されることが想定されるものを含めて見込む一方、退職金（分割して支払われるものを除く）や継続性のない譲渡収入等の一時的な収入は含めず見込むこととなります。

Q 4 標準報酬月額の変及訂正に伴い主たる生計維持者に変動が生じる場合、変及が判明した時点から将来に向かって決定を改める」とありますが、変及が判明した時点とは具体的にいつでしょうか。

A 変及が判明した時点とは、保険者等が訂正した標準報酬月額を決定した日となります。

Q 5 年間収入の逆転に伴い被扶養者資格の認定・削除が生じた場合、郵便の事情や添付書類の入手にかかる事情等で届出が遅れた場合も、事実発生日に遡って認定及び削除するのでしょうか。

A 原則、事実発生日等に遡及して認定及び削除することとなります。（例：契約変更→契約変更の適用開始日、就職→就職日、退職→退職日の翌日、事実発生日が明確でない場合は例えば「検認日」等）

Q 6 年間収入の逆転に伴い被扶養者資格を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の保険者等が認定することを確認したうえで削除しますが、この認定の確認は誰が行うのでしょうか。

A 年間収入が多くなった被保険者の保険者等への認定の確認は被保険者、事業主、又は現在扶養認定をしている保険者等のいずれから行っても差し支えありません。

Q 7 国民健康保険の被保険者における「直近の年間所得で見込んだ年間収入」とは、直近の課税証明書で確認できる所得金額をそのまま年間収入とすればよいのでしょうか。

A 直近の年間所得で見込んだ年間収入は、直近の課税(非課税)証明書や確定申告書等における年間所得のベースとなった年間収入等をもとに今後1年間の収入を見込むこととなります。

《例えば》

○国民健康保険の被保険者に営業等所得や不動産所得等がある場合はその所得のベースとなった収入金額から直接的必要経費と認められる金額を控除した金額をもとに今後1年間の収入を見込みます。

○国民健康保険の被保険者に給与所得がある場合であって、そのベースとなった収入金額に非課税通勤手当等の非課税の給与収入がある場合は、その金額を含んだ金額をもとに今後1年間の収入を見込みます。

また、今回の本通知の被用者保険における算出根拠の項目において「現時点の収入、将来の収入等」との記載がありますが、国民健康保険においても同様に算出時点で判明している限りの現時点の収入、将来の収入等を算定根拠として構いません。

Q 8 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合において、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、夫婦とも被用者保険の取扱いと同様に、届出により主として生計を維持する者を決める取扱いとしてよいのでしょうか。

A 差し支えありません。

Q 9 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者で、夫婦の一方または双方に課税(非課税)証明書がない場合はどう判断するのでしょうか。

A 課税(非課税)証明書に準ずる書類が必要です。

Q10 主たる生計維持者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は被扶養者を異動しない一方、新たに誕生した子は改めて年間収入の比較により認定するため、第一子は妻の被扶養者、第二子は夫の被扶養者というように分かれてしまうケースが想定されますが問題はなんでしょうか。

A 今回の特例は、主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合において、既に被扶養者となっている者については、当該休業期間中、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととするものです。一方、新たに誕生した子については、原則通り被保険者の年間収入に基づき出生時の実態に応じて認定するため、結果として事例のように第一子と第二子が分かれることとなりますが、問題はありません。

Q11 育児休業等の取得に伴って収入逆転が生じていたものの、今回の通知の特例措置に基づき異動しなかった被扶養者について、育児休業等終了後も引き続き収入が逆転している場合、どの時点で被扶養者を異動するのでしょうか。

A 育児休業等の終了日の翌日が異動にかかる事実発生日となり、検認等の際に、遡及的に適用します。

Q12 育児休業等の中に産前産後休業は含まれますか。

A 産前産後休業は、育児休業等に含まれます。

Q13 夫婦の一方が単身赴任で海外に在住する等、日本の公的医療保険制度に加入していない場合の取り扱いはどうなりますか。

A 今回の通知は適用されず、あくまで申請のあった被保険者と認定対象者との関係を一般的な扶養認定における諸要件（国内居住要件等）から判断します。

具体的には、主たる生活維持者である要件について、被保険者の今後1年間の収入見込みと相手方からの生活援助額等との対比等を踏まえて、当該被保険者が主として生計を維持する者と認定できるかを判断することになります。主たる生計維持者と認められない場合には、被扶養者認定基準を満たさないため、認定対象者は市町村国保に加入することになります。